

東京大学医学図書館プレゼンテーション資料作成用プリンタ利用料金内規

制定 令和2年2月13日

改正 令和6年6月7日

医学図書館運営委員会裁定

(目的)

第1条 この内規は、東京大学医学図書館利用者用コンピュータシステム利用規程運用細則第7条の規定に基づき、東京大学医学図書館（以下「図書館」という。）のプレゼンテーション資料作成用プリンタ（以下「大判プリンタ」という。）の利用料金について、必要な事項を定める。

(利用手続き)

第2条 大判プリンタを利用する者は、所定の申請書を事前に図書館に提出するものとする。

(利用料金)

第3条 利用料金は、利用者負担金として別表に定める利用負担金額を第5条に規程する支払責任者が支払わなければならない。

(利用料金の支払)

第4条 利用料金として支払う経費は、大学運営費、寄附金、受託研究費、受託事業費など大判プリンタへの利用が認められ、医学図書館への振替処理が必要な経費とする。また、支払方法は振替処理によるものとし、振替処理の可否については大判プリンタを利用する者が確認するものとする。

(利用料金の支払責任者)

第5条 利用料金の支払責任者は、前条に定める各種経費の管理又は経理に関して責任のある者とする。

東京大学医学図書館プレゼンテーション資料作成用プリンタ利用料金内規

別表（第3条関係）

大判プリンタ利用料金表（1枚あたり）

紙種	利用料金
普通紙	1,000 円
写真半光沢紙	3,500 円
クロス紙	4,500 円

※3000mm 以降は、500mm ごとに次のように加算

普通紙：600 円、写真半光沢紙：900 円、クロス紙：1,300 円

※試し刷りは出力するファイルごとに普通紙で1枚のみ無料とし、普通紙以外の紙種や2枚以上の場合には利用料金表に基づいて支払いをおこなうこと。

附則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この内規は、令和6年8月1日から施行する。